

被害者等基本計画案（２）（事務局案）
に対する修文意見（法務省）

[第２ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組]

【 １ . 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第 14 条関係）の [現状認識] について 】

平成 15 年において、生命・身体に被害を受けた犯罪の被害者数は、1
23 万 7, 230 人に及ぶ（~~道路上の交通事故に係る~~危険運転致死傷及び
道路上の交通事故その他の事故に係る業務上過失致死傷を含む。）

（理由）

「道路上の交通事故に係る」という記述がある場合、当該統計数値に「道路上の交通事故以外の業務上過失致死傷」を含まないと解されるおそれがあるため。